

中国新法令速報 (2020 年 8 月号)

2020 年 7 月に、外商投資企業の生産経営に比較的大きな影響を及ぼしうる新たな規定が
 発布された。具体的には下表のまとめをご参照いただきたい。

番号	規定の名称	発布機関	発布日	内容の説明
1	《中華人民共和国データ安全法 (草案)》	全国人民代表 大会常務 委員会	2020 年 7 月 3 日	<p>2020 年 7 月 3 日に、当該法律の草案全文が正式に中国の全国人民代表大会ウェブサイトにおいて公布され、パブリックコメントの募集が開始された。今回のパブリックコメントの募集期間は 2020 年 8 月 16 日までとなっている。</p> <p>草案は、計七章 (計 51 条) で構成され、それぞれ総則、データの安全及び発展、データ安全制度、データ安全保護義務、政務データの安全及び開放、法律責任、附則となっている。</p> <p>草案における具体的な規定のうち、特に注目し値する点は次のとおりである。</p> <p>(1) 草案第 2 条では適用範囲が明らかにされており、域外管轄の規定が含まれている。すなわち、草案は、「中華人民共和国内で実施されるデータ活動」及び「中華人民共和国外の組織及び個人が実施する、中華人民共和国の国家安全、公共利益又は公民若しくは組織の適法な権益を損なうデータ活動」に適用される。</p> <p>(2) 草案第 6 条及び第 7 条では中央、地方及び各部門・業種主管部門のデータ安全監督管理に係</p>

				<p>る職責が明らかにされ、多層にわたるデータ安全監督管理に係る基本的な枠組みが構築されている。</p> <p>(3) 草案第22条では、データ安全審査制度を構築し、国家安全に影響を及ぼし、又は影響を及ぼす可能性のあるデータ活動について国家安全審査を行うことが提示されている。</p> <p>(4) 草案第六章では、データ安全保護の関連規定に違反した場合の法的責任が定められている。</p>
2	<p>中小企業の発展をサポートする制度の健全化に関する若干の意見</p>	<p>工業及び情報化部と、国家发展改革委、科技部、財政部など17部門との共同発布</p>	<p>2020年7月3日</p>	<p>当該意見では、中小企業の発展をサポートする基礎的制度の完全化、中小企業財務・税務サポート制度の堅持及び完全化、中小企業融資促進制度の堅持及び完全化など7つの方面で25条の具体的措置が提示されている。</p> <p>中小企業の発展をサポートする基礎的制度の完全化の面において、意見では、公平競争制度の堅持、市場参入許可ネガティブリスト制度の全面的な実施、中小企業への公正かつ公平な対応、不合理な障壁及び制限の撤廃が提示されている。また、中小企業統計モニタリング及び公表制度を完全化し、中小企業信用制度を健全化し、公正監督管理制度を完全化することも提示されている。</p> <p>中小企業のコスト削減について、意見では、中小企業財務・税務サポート制度の堅持及び完全化、正確かつ有効な財政サポート制度</p>

				の健全化、小規模・零細企業の税金費用負担軽減持続化メカニズムの構築、政府調達による中小企業サポート政策メカニズムの強化が提示されている。
3	《上海市の経営者独占禁止コンプライアンスガイド》の英語版、ドイツ語版、日本語版	上海市市場監督管理局	2020年7月13日	2019年12月26日に、上海市市場監督管理局は、《上海市の経営者独占禁止コンプライアンスガイド》(中国語版)を發布し、上海市における経営者が競争分野のコンプライアンス管理を強化するよう指導・支援するための重要な根拠及び参照を提示した。さらに、外資企業が効果的に法的リスクを回避するよう適切に指導するために、上海市市場監督管理局は、上記ガイドの英語版、ドイツ語版及び日本語版をそれぞれ作成し、同時に發布している。
4	ビジネス環境をさらに優良化して市場主体により適切にサービスを提供することに関する実施意見	国务院弁公庁	2020年7月15日	意見では、次の6つの方面の政策措置が提示されており、具体的には①投資建設に係る利便性を持続的に引き上げる、②企業の生産経営に係る審査認可及び条件をさらに簡略化する、③対外貿易外資企業の経営環境を優良化する、④就業・創業障壁をさらに引き下げる、⑤企業関連サービスの品質と効率を引き上げる、⑥ビジネス環境持続化メカニズムを完全化・優良化する、とある。 意見ではさらに、工事建設、教育、医療、スポーツなどの分野をめぐり、関係部門と地方が市場参入許可方面で企業資質、資金、持分比率、人員、場所などについて設け

				<p>ていた不合理な条件を集中的に整理し、台帳に列記して項目ごとに解決措置、責任主体及び完了期限を明確にすることが明らかにされている。また、2020年末までに、保留されていた重要工業製品生産許可証管理権限がすべて省級人民政府市場監督管理部門に委譲されることになった。さらに、地方による「一照多址」(訳注:1つの営業許可証に複数の営業場所を登録すること)改革の実施及び企業の分支機構設立に係る登記手続の簡略化が支持されている。上記の関連措置の発布により、企業の生産経営活動に極めて高い利便性がもたらされる。</p>
5	法律適用を統一し、類似判例検索を強化することに関する指導意見(試行)	最高人民法院	2020年7月27日	<p>意見は計14条からなり、類似判例検索の適用範囲、検索の主体及びプラットフォーム、検索の範囲及び方法、類似判例の識別及び比較、検索の報告又は説明、結果の運用、裁判官の反応、法律矛盾の解決、裁判事例データベースの構築などが明確にされている。意見では、中国の現行法律制度の現状を十分に考慮した上で、類似判例検索が中国の特色を有する、成文法体系下の具体的制度と位置づけられ、裁判官が指導的事例について参照し、かつ、その他の類似判例を参考にすることが強調されている。その主旨は、法律の統一適用を実現することにある。</p>
6	証券紛争代表者訴訟に係る若干の問題に関する	最高人民法院	2020年7月30日	<p>規定では、新《証券法》第95条の関連規定が細分化され、全体的</p>

	る規定			<p>に従来のオプトイン型の普通代表者訴訟とオプトアウト型の特別代表者訴訟とに分けられ、代表者訴訟における立件登記、先行審査、代表者の選定、調停合意の確認、訴訟審理及び判決、上訴制度、効力の拡大、執行及び分配など各種の重要な操作手順の内容が系統的に定められている。このうち、広く関心を集めている特別代表者訴訟の集中管轄、開始手順、権利登記、当事者の離脱表明、保険に加入した機構の訴訟義務、訴訟費用、財産保全などについては特化した規定が設けられており、特別代表者訴訟において見られた多くの実務上の課題が解決され、証券集団訴訟の着実な実施が強く保障されている。</p>
7	<p>《外商投資奨励産業目録(2020年版)(意見募集稿)》のパブリックコメント募集に関する通知</p>	<p>国家発展改革委、商務部</p>	<p>2020年7月31日</p>	<p>現在、《外商投資奨励産業目録(2020年版)》は、パブリックコメントの募集が行われているところであり、今回のパブリックコメントの募集期間は2020年8月30日までとなっている。</p> <p>今回の主な改正の内容は次のとおりである。①外資による製造業の品質の高い発展への参与に対するさらなる奨励。全国の目録において原材料、部品、最終製品の製造などの項目が追加又は拡充されている。②外資による生産型サービス業への投資に対するさらなる奨励。全国の目録において研究開発・設計、ビジネスサービス、先進物流、情報サービスなど</p>

				の項目が追加又は拡充されている。③外資による中西部地区への投資に対するさらなる奨励。中西部の目録において、各地の開放拡大及び外資企業誘致・外資導入の必要に基づき、関係する項目が追加又は拡充されている。中西部の目録におけるコンベンション、物流、電子ビジネス関連の一部項目が全国の目録に移載されている。
--	--	--	--	---

以上

免責文言：本ニュースレターは情報提供目的で作成されており、何ら法的助言を構成するものではありません。また、本ニュースレターは発行日（作成日）時点の情報に基づいており、その時点より後の情報は反映されていないことにご留意ください。

文責：水野海峰、巖海忠、仇海珍